

平成31年度 島原市の事業者向け支援制度

商店街へ出店を行う方への支援

商店街活性化事業補助金（出店応援ナビ事業）

中心市街地の賑わいを創出するため、商店街の空き店舗へ出店する事業者を支援します。

- ①出店応援ナビ制度
商店街の空き店舗をHP上で紹介します。
- ②マッチング支援
所有者と出店希望者のマッチングを支援します。
出店決定後は、ビジネスプラン策定を支援します。
- ③出店初期費用支援
改装費補助・・・補助率 1/2 以内、上限 25 万円
広告宣伝費補助・・・補助率 1/2 以内、上限 5 万円

雇用と事業の拡大を行う方への支援

地場産業事業拡充促進事業補助金

雇用拡大・設備投資等を行う事業者を支援します。

- 対象者
 - ・常時雇用する従業員が20名以下の小規模事業者
 - ・1名以上の新規雇用を行うもの
- 補助額
1件に当たり400万円（補助率2/3）
- 対象経費
設備費、改修費、広告宣伝費等

設備投資を行う方への支援

税制支援・金融支援

市から「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、以下のような支援を受けることができます。

【税制支援】

中小事業者等が新規に取得した設備にかかる固定資産税が最大3年間ゼロになります。

【金融支援】

資金調達の際、債務保証に関する支援を受けられます。

【補助金の優先採択】

国のものづくり補助金において大幅な加点があります。

従業員の人材育成を行う方への支援

中小企業大学校派遣事業費補助金

中小企業大学校が実施する研修を従業員に受講させる事業主を支援します。

- 対象者
市内で1年以上同一の業種を営む中小企業者
（商工会議所・商工会の会員事業所に限る）
- 補助額
 - 受講料 対象研修の受講料（限度額 36,000 円）
 - 交通費 交通費の2分の1（限度額 9,000 円）
- 1事業所2人まで

経営安定のための融資を希望する方への支援

中小企業振興資金融資制度

経営安定のための資金繰りについて支援します。

- 対象者
 - ・市内に住所及び事業所を有している方
 - ・市内で同一業種を引き続き1年以上経営している方
 - ・市税等を完納している方。
- 融資額 700万円以内
- 融資期間 7年以上（うち据置1年以内）
- 融資利率 1.8%
※市内金融機関で取り扱っております。

中小企業振興利子補給補助金

事業者の方の資金繰りを利子補給で支援します。

- 対象者
 - ・市内に1年以上住所を有する事業を営む個人
 - ・市内に1年以上本店を有する法人
 - ・市税等を完納している方
- 対象融資
 - ・島原市中小企業振興資金
 - ・日本政策金融公庫の国民生活事業の事業資金
- 補助額 支払利子の50%（上限12万円）

併用可能

雇用の拡大にチャレンジする方への支援

トライアル雇用応援事業補助金

国のトライアル雇用奨励金を活用し、常用雇用を行う事業主を支援します。

○対象者

- ・トライアル雇用奨励金の対象者を常用雇用した方
- ・市税を完納している方

○補助額

国のトライアル雇用奨励金支給額の1/2以内

※1人あたり月額2万円の3か月分を上限

※1事業主あたり6万円を上限

雇用拡大支援事業補助金

新規学卒者を雇用した事業主を支援します。

○対象者

- ・商工会議所、商工会の会員である方
- ・新規学卒者を常用雇用者として1年間雇用した方
- ・市税を完納している方

○補助額

- ・中学、高校等卒業者 15万円/人
- ・大学、専門学校等卒業者 20万円/人

企業立地促進・雇用創出事業奨励金

市内で規模拡大や新規立地を行い、産業の振興と雇用の創出を図る企業を支援します。

○対象業種

- ・製造業
- ・自然科学研究所
- ・機械修理業
- ・情報サービス業
- ・宿泊業
- ・技術サービス業
- ・物流関連業

○対象要件

- ・新設、改修：投下固定資産 2,500万円以上
新規雇用 5人以上
- ・増設、移設：投下固定資産 1,000万円以上
新規雇用 1人以上

○奨励措置

- ・立地奨励金：固定資産税相当額の補助(3年間)
- ・施設整備奨励金：投下固定資産額(土地代除く)
×5~10%の補助
- ・土地家屋賃借奨励金：土地家屋の賃借料×25%
の補助(3年間)
- ・雇用奨励金：正規雇用者 50万円/人
短時間雇用者 25万円/人

新規創業にチャレンジする方への支援

しまばら創業サポートセンター事業

創業支援のワンストップ相談窓口として、島原商工会議所の2階に開設しています。

○日時 毎週 火曜・木曜 13:00~16:00

※祝祭日、4/30、5/2、8/15、12/31、1/2は
休みです。

○中小企業診断士や税理士等の専門支援員によるサポートが無料で受けられます。

○創業後の経営相談や事業承継の相談も承ります。

○創業者向けセミナーを開催します。

創業支援等利子補給事業補助金

創業時の資金繰りを利子補給で支援します。

○対象者

- ・事業を営む市民若しくは市内に本店を有する法人
- ・創業前の市民若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税等を完納している方

○対象融資

- ・創業バックアップ資金等の県融資制度
- ・日本政策金融公庫の創業関係融資

○補助額 支払利子の50%

創業時雇用支援事業補助金

創業等に伴い新規雇用を行う事業者を支援します。

○対象者

- ・創業関係補助金の採択を受けている方
- ・市民を常用雇用者として1年間雇用した方
- ・市税を完納している方

○補助額

新規雇用者1人につき20万円

島原市産業部産業政策課商工班

〒859-1492

島原市有明町大三東戊1327番地

電話 68-1111

FAX 68-1232

E-mail sangyo@city.shimabara.lg.jp